

JANPIA 2024

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

2024 年度出資事業公募要領



JANPIA

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

目次

第Ⅰ編 公募について.....	3
1章 公募の趣旨.....	3
01 趣旨.....	3
02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿.....	3
03 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則.....	4
04 優先的に解決すべき社会の諸課題.....	4
2章 出資の概要.....	5
01 出資方針.....	5
02 ファンド出資型.....	6
03 法人出資型.....	9
04 出資条件等.....	11
05 報告・公表.....	12
06 JANPIA の関与.....	14
3章 申請団体の申請要件.....	14
第Ⅱ編 申請について.....	17
1章 申請手続.....	17
01 公募期間・スケジュール（予定）.....	17
02 質問受付・個別相談受付.....	17
03 事前エントリーについて.....	18
04 事前エントリーの内容（事業計画）.....	18
05 申請方法.....	19
06 申請に必要な書類.....	20
07 事業計画に含める内容.....	22
08 公募説明会の実施.....	24
2章 審査結果の通知等.....	24
01 審査結果の通知方法.....	24
02 審査結果の情報公開.....	24
3章 審査について.....	25
01 審査のプロセス.....	25
02 選定基準等.....	25
03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等.....	27
第Ⅲ編 選定から終了まで.....	28
1章 出資事業の流れ.....	28
01 選定から資金提供まで.....	28
02 資金提供契約及びその要点.....	29
03 出資金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保.....	30
04 会計監査の実施.....	31
2章 その他.....	31
01 個人情報の取扱いについて.....	31
02 参考情報.....	31
03 お問い合わせ先.....	31

第 I 編 公募について

1 章 公募の趣旨

01 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）は、指定活用団体として、ビジネスの手法を用いて社会課題解決に取り組もうとする事業者に対して出資を行う資金分配団体¹を公募します。

02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下の 2 点です。

国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること

民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 資金分配団体や実行団体²が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

特に今回公募する出資事業においては、民間資金の呼び水効果を一層発揮させ、資金調達環境の整備の促進を図るとともに、団体の自立促進等の資金面以外の強化を図るものとし、出資によって生み出される利益や形成される資金調達環境を有効に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を一層強化することを目指します。

¹ 資金分配団体は、法第 19 条第 2 項第 3 号ロにおいて「実行団体に対し助成等（略）を行う団体であって、当該助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの」と定義されています。出資における資金分配団体の類型については次章で説明しています。

² 実行団体は、法第 19 条第 2 項第 3 号イにおいて「民間公益活動を行う団体であって、民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの」と定義されています。

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため、JANPIA では評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動の担い手の組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針(平成30年3月30日内閣総理大臣決定)において「休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体及び実行団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の9項目から構成されています。

- (1) 国民への還元 (2) 共助 (3) 持続可能性 (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性 (6) 多様性 (7) 革新性 (8) 成果最大化 (9) 民間主導

04 優先的に解決すべき社会の諸課題

申請団体は、次の(1)から(3)の各領域について特定された「優先的に解決すべき社会の諸課題」のいずれか、又は複数あるいは複合的な課題の解決に資する事業を実施する団体に対する出資事業を提案してください³。

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- ④ 働くことが困難な人への支援
- ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
- ⑥ 女性の経済的自立への支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

以上の(1)から(3)の活動のうち、①から⑧以外でも、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され優先して取り組むべき事項に係る事業を実施する団体についても、出資事業の対象として提案することが可能です。

³ 資金分配団体だけでなく、実行団体の事業が解決を目指す社会課題についても上記3領域のいずれかに該当している必要があります。

2章 出資の概要

01 出資方針

休眠預金等に係る資金を活用して出資を行うに当たっては、堅実な運用を基本とし、以下の方針に基づき実施します。

(1) 目標

出資によってもたらされる社会的成果と収益性の実現の両立を目指すこととし、JANPIAの出資事業全体における投資倍率は1倍以上⁴を目標とします。

JANPIAは上記を達成するために、特定の社会課題解決や地域に注力する事業、社会課題解決の新たな手法にチャレンジする事業などに出資を行っていきます。

(2) 資金提供の種類

実行団体の事業の特性や成長段階に即した適切な資金提供のために、ファンド出資型（JANPIAが資金分配団体であるファンドに対して出資する方法）及び法人出資型（JANPIAが資金分配団体である株式会社に対して直接出資する方法）を併置します。

(3) 選定方法・出資額

JANPIAは、申請団体が作成する包括的支援プログラムとして定められる事業計画や出資方針（出資先の決定方針、ポートフォリオ戦略、エグジット戦略）等の内容を踏まえて、公募により年1~2程度の団体を選定します。JANPIAの出資事業の出資総額の目安は10億円とし、公募申請状況を踏まえファンド出資型・法人出資型それぞれに配分します。

(4) 新たな資金調達環境の整備

JANPIAは、これまでの助成による社会課題の解決の取組における成果を踏まえて、ビジネスの手法を用いて社会課題解決に取り組もうとする事業者に向けた新たな資金調達環境の整備を促していきます。

(5) 多様なエグジット

JANPIAは、IPO（新規株式公開）などに限らず、実行団体が行う社会の諸課題の解決を図る事業が持続的に継続・発展することを企図した多様なエグジット方法の検討を促していきます。そのため、多様なエグジット方法にチャレンジする事業を歓迎します。

(6) 助成事業との関係性

助成事業において資金分配団体として選定されている団体が出資事業の資金分配団体の運営者やコンソーシアム構成企業となることは可能です。ただし、助成事業と出資事業を兼ねる場合、適切な資金の区分管理や公募の公平性が確保される措置が講じられていることを条件とします。

一方、実行団体は、資金分配団体から出資と助成を重複して受けることはできません。

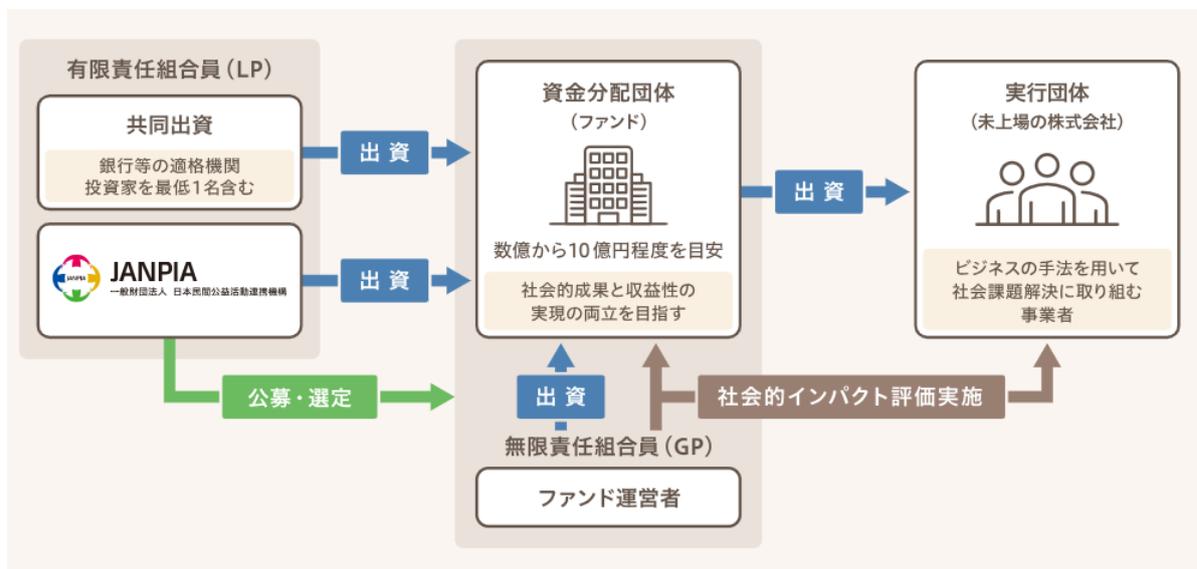
⁴ ここでの「投資倍率1倍以上」は、出資金額（管理報酬も含む）に対して最終的に回収した金額（課税前）が同等以上になることを意味します。投資にかかる手数料や費用考慮前の計算で実施されます。

02 ファンド出資型

ファンド出資型については、本事業の目的を実現することができるよう、以下に掲げる事項を満たすことを原則とします。各事項については、資金提供契約⁵において位置付けることとします。

【スキーム図（ファンド出資型）】

■ ファンド出資型



(1) 形式

ファンドの形式は、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく組合）によるものとします。JANPIAの出資するファンドは、新規に設立するファンドを基本としますが、既に設立されたファンドについても、本事業の目的や本公募要領に定める条件等に合致する場合には対象とすることも可能です。

(2) 規模

ファンドの規模は、数億円から10億円程度を目安とします。ただし、JANPIA以外の共同出資者の出資約束金額の状況によって、10億円を超えるファンドの組成も可能とします。

(3) JANPIA・共同出資者による出資

JANPIAからの出資金額は最大10億円とし、JANPIA以外からの出資割合が50%以上となるよう目指していただきます（共同出資割合は選定審査の一要素として考慮します）。JANPIAは、ファンドの運営者を無限責任組合員として選定し、JANPIAは有限責任組合員（以下「LP」という。）として出資します。

(4) 存続期間

ファンドの存続期間は10年程度を目安とし、最長15年まで延長することができます⁶。

⁵ ファンド出資型における資金提供契約は投資事業有限責任組合契約のことを指します。

⁶ 例えば、存続期間10年・延長期間5年とすることや、存続期間12年・延長期間3年とすることも可能です。

(5) 出資期間

ファンドが実行団体へ新規に出資できる期間は、存続期間の2分の1を原則とします。

(6) 実行団体への出資手法

出資手法は、株式・新株予約権の取得とします。出資により取得する株式の割合は、実行団体の総議決権の50%未満とします。

(7) ファンド運営者による出資

ファンド運営者は、出資約束金額総額の1%以上を出資するものとします。

(8) 出資金の払込方法

各出資者の出資約束金額を確定した上でのキャピタル・コール方式とします。

(9) 管理報酬

ファンド運営者は、毎年、ファンド運営に対する報酬として出資約束金額総額の3.5%を上限に管理報酬を受領することができます。ただし、管理報酬の料率が平均して年3.5%以内に収まっている場合には、ある特定の年度における管理報酬の料率が3.5%を超えることも認められます。延長期間における取扱いについてはLPと協議の上で決定します。具体的な水準については、自身が策定する出資方針等を踏まえてファンド運営に必要かつ適切な範囲において、申請時に提案してください。管理報酬には、ファンド設立や社会的インパクト評価に要する経費を含めてください。

(10) 成功報酬等⁷

ファンド運営者は、すべての共同出資者に対して、その出資元本100%に相当する金額を分配した後、出資元本を超過する部分（利益部分）がある場合には、当該部分の一定割合（20%を目安）を成功報酬等として受領することができます。受領後の残金については、各組合員の出資割合に応じて分配します。ハードル・レート（成功報酬支払の基準となる最低限期待される収益率）については、設定の有無も含めて、申請時に提案してください。なお、成功報酬等の設定について、収益性に加え、社会的成果の達成度の実現に連動させること等を提案することも可能です。

(11) 投資委員会の設置

ファンド運営者は、投資委員会を設置し、同委員会において実行団体への出資、エグジット等に関する事項を審議し、決定します。投資委員会は、出資事業に関する知識・経験を有するファンド運営者の役員・パートナー等から構成し、加えて、社会課題解決に関する知見を有する専門家、学識経験者、実務家等が関与する必要があります。なお、投資委員会の構成については、役員・パートナー自身が起案した案件については意思決定から外れるなど、出資事業が公正かつ適切に実行されることが担保されるよう設計することが求められます。

※社会課題解決の専門家等の関与の方法としては、以下が考えられます。

- ・投資委員会の議決権を有するメンバーとする

⁷ 成功時分配/キャリード・インタレストを含みます。以下同じ。

- ・投資委員会にオブザーバーとして参加させる
- ・投資委員会等の決定に当たって専門家等の意見を聴取する

(12) 社会的インパクト評価

ファンド運営者は、社会課題の解決を目指し、収益性の実現とともに大きな社会的成果を創出できる可能性を有する出資先を選定し、出資先と対話しながら事業の改善を促し、実際の結果を測定・管理していく必要があります。ファンド運営者は、社会的インパクト⁸評価を毎年実施し、インパクト・レポートを作成・公表します。

社会的インパクト評価は、JANPIA の評価指針⁹を踏まえつつ、出資事業の特性を考慮し、事業の進捗等にあわせて、JANPIA、資金分配団体、実行団体で協議の上、実態に即した評価を行います。

社会的インパクト評価の実施に当たっては、実行団体の事業フェーズ等を考慮しながら、事業の価値を高めていくことを目的として実施することが重要です。実施においては、ノウハウを有する外部の専門機関等の協力を得て、当該機関と資金分配団体が一体となって体制を確保し、社会的成果の創出に取り組むことも可能です。

社会的インパクト評価に関する詳しい内容については「05 報告・公表」をご覧ください。

(13) 利益相反

ファンド運営者は、ファンドに不利益が生じないよう利益相反に注意する必要があります。

- ・ ファンド運営者は、ファンドの出資期間満了時又は実行団体への出資総額及びその他の支出の合計額が出資約束金額総額の一定割合を超えた時のいずれか早い日までは、LP の事前承認なしに、本ファンドの事業と同種又は類似の事業を自ら行うこと、本ファンドと同種又は類似の事業を行う他の団体の無限責任組合員、取締役又は業務執行者その他これらに類似する役職として当該団体の管理及び運営を行うことはできないものとします。
- ・ 法令に定める場合を除いては、本ファンドと自ら取引を行う、又は本ファンドと自身が運営する他のファンドとの取引を行うことはできません。
- ・ 利害関係者が LP に参加するなど利益相反のリスクが相対的に高い場合は、諮問委員会の設置等を行うなど、利益相反防止の体制を強化してください。

(14) 出資金の取り扱い

- ・ 資金分配団体が JANPIA から受けた出資金を資金提供契約において定める用途や申請した事業以外に使用することはできません。
- ・ JANPIA に対する組合財産の分配（清算人による残余財産の分配を含む。）については、株式等の現物ではなく、金銭により行う必要があります。

⁸ 出資先となる実行団体が行う事業は活動を通じて、社会に対するポジティブなインパクトを生み出す可能性と、それに伴ってネガティブなインパクト（負の影響）を意図せずにもたらす可能性を同時に持ち合わせています。よって、社会的インパクトを評価する際には、正の影響だけではなく、意図せずにも生じ得る負の影響も同時に考慮する必要があります。

⁹ 資金分配団体・活動支援団体・実行団体向けの評価指針（[評価 | 一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 \(JANPIA\)](#)）

(15) その他

- ・ ファンド創設に当たって、JANPIA は適格機関投資家等特例業務（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条第1項）の対象投資家（同項、同法施行令第17条の12第1項第9号）ではありますが、適格機関投資家ではない点に留意してください。
- ・ ファンドによる借入れ及び債務の保証は、一切禁止とします。
- ・ ファンドが得た株式の譲渡益又は配当収入による利益の再投資は行えないこととします。

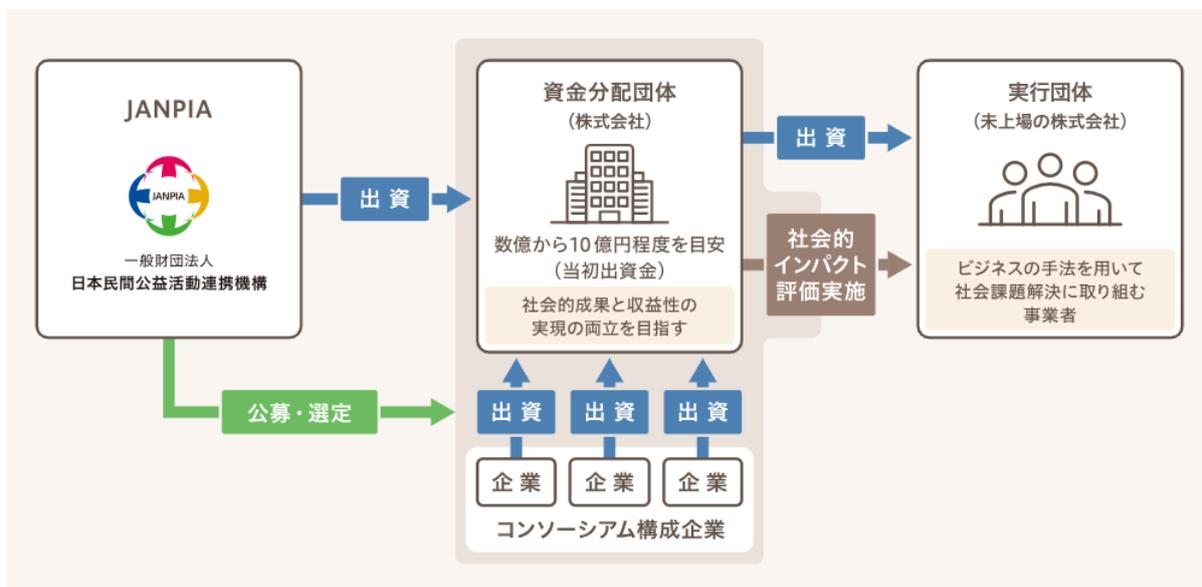
03 法人出資型

法人出資型は、長期的な視野で地域の実行団体を育成する観点から伴走支援を重視した出資を行い、出資先となる実行団体の持続的な成長を重視した出資を目指します。

法人出資型については、本事業の目的を実現することができるよう、以下に掲げる事項を満たすことを原則とします。各事項については、資金提供契約¹⁰において位置付けることとします。

【スキーム図（法人出資型）】

■ 法人出資型



(1) 形式

JANPIA の出資先となる資金分配団体は、複数の企業等がコンソーシアムを組んで新たに設立する株式会社とします。また、資金分配団体は、出資事業、経営支援等の事業及びその他の関連事業を行う株式会社とします。

¹⁰ 法人出資型における資金提供契約は、出資契約を指します。

資金分配団体が発行する株式は、すべて譲渡制限付株式とします。

(2) 実行団体への出資

資金分配団体（株式会社）は、自己資金及び JANPIA からの出資金を原資として、実行団体への出資を行います。

(3) JANPIA による出資・処分

JANPIA は、最大 10 億円の範囲内で資金分配団体（株式会社）に株式出資しますが、JANPIA 以外の出資割合は 50%以上を目指していただきます¹¹。その上で JANPIA が取得する普通株式又は種類株式の内容を具体的にご提案ください。

JANPIA は、保有株式を 10 年程度を目安に売却するものとします。JANPIA 保有株式の処分方法は、申請時にご提案ください。例えば、JANPIA による出資から 10 年が経過したことを条件として、資金分配団体が JANPIA の保有株式を取得する方法やコンソーシアム構成企業が JANPIA 保有株式を買い取る方法も考えられます。

(4) 存続期間

資金分配団体の存続期間の定めは設けず、JANPIA による株式処分後も株式会社を存続させて出資事業等を継続することができます。

(5) 出資期間

資金分配団体が実行団体へ新規に出資できる期間を厳密には定めませんが、資金提供契約に定められた出資金額の総額のうち一定の運営経費を除く部分については、事業開始から 5 年程度までに実行団体への出資の原資に充当することが望ましいと考えられます。具体的な出資計画については、申請時にご提案ください。

(6) 実行団体への出資手法

出資手法は、株式・新株予約権の取得とします。出資により取得する株式の割合は、実行団体の総議決権の 50%未満とします。

(7) 機関設計

資金分配団体の機関構成は、取締役会を設置し、監査役設置会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 9 号）、監査役会設置会社（同条第 10 号）、監査等委員会設置会社（同条第 11 号の 2）、指名委員会等設置会社（同条第 12 号）のいずれかとします。

(8) 管理的経費

資金分配団体は、申請時に提出する事業計画及び資金計画に基づき、株式会社を運営します。JANPIA 出資金額は、その全額を出資原資にすることや、一定割合を運営資金に充当することも認められます。具体的には申請時にご提案ください。

(9) 成功報酬等

¹¹ JANPIA は、出資後の全期間を通して最低限、少数株主権を確保できるだけの議決権割合を維持することとします。

成功報酬等の設定の考え方には様々な手法・評価等が考えられます。成功報酬等の設定を検討される場合は、申請時にご提案ください。

(10) 出資金の取り扱い

- ・ 資金分配団体が JANPIA から受けた出資金を資金提供契約において定める用途や申請した事業以外に使用することはできません。
- ・ 資金管理者（会計責任者・会計担当役員等）は複数名を置く体制をとり、預金残高及び取引状況に間違いがないかを確認する体制をつくってください。
- ・ 実行団体への出資に利用する口座、通常事業（管理業務や庶務の支払い等）に利用する口座をそれぞれ用意してください。口座は財産保護の観点から決済用預金口座としてください。出資に利用する口座に関しては、四半期ごとに口座の取引状況及び残高が分かるよう、通帳のコピーを JANPIA に提出してください。また 1 年に 1 回は残高証明書を取得し、JANPIA に提出してください。

(11) 投資委員会の設置・社会的インパクト評価

ファンド出資型に準じます。

(12) 利益相反

資金分配団体が本事業に申請するコンソーシアム構成企業、その親会社もしくは子会社、又はこれらの法人の役員が役員を務める他の法人に対する出資はできません。

(13) その他

法人出資型においては、法人運営に関する事項などの詳細な内容を資金提供契約に規定する必要があります。詳細については、後日公表する資金提供契約（ひな形）及びタームシート（ひな形）をご確認ください。

04 出資条件等

(1) 運営方針

資金分配団体は、社会課題の解決と収益性の実現の両立を目指し、投資倍率 1 倍以上を達成するよう適切なポートフォリオ戦略に基づき出資事業を運営します¹²。また、「02 ファンド出資型」（12）に記載された事項に基づき、社会的インパクト評価を実施します。

(2) 出資対象

資金分配団体は、原則として、以下の条件を満たす企業へ出資することとします。なお、出資対象となる企業が各条件を満たすかについては、当該出資の初回時点において判断するものとします。

① 対象とする課題領域

「[1 章 04 優先的に解決すべき社会の諸課題](#)」に記載の範囲内とする。

② 対象とする企業

¹² 法人出資型の場合は、JANPIA が出資した金額以上の額でエグジットできるよう資金分配団体を運営することが求められます。

- ・金融商品取引所又は日本国外にある同様の取引所にその株式が上場されていない企業への出資であること。
- ・大企業（本事業では資本金 5 億円以上又は負債 200 億円以上の企業をいう。以下同じ。）への出資でないこと。
- ・1 社の大企業から 50% 以上の出資を受けている企業又は大企業から 100% の出資を受けている企業への出資でないこと（出資後に当該要件に該当しなくなることが明らかである場合を除く）。
- ・日本法に基づき設立された株式会社であり、日本国内において活動するものに限定した出資であること。

(3) 実行団体の公募

出資先となる実行団体は、公募により選定します。その際、公募要領や出資先の概要等を WEB サイトなどで一般に公開することが求められます。

05 報告・公表

資金分配団体は、以下の(1)から(5)の形で、報告・公表を行う必要があります。

資金分配団体は、原則として四半期に 1 回以上、JANPIA と対面形式（WEB 会議を含む）により、出資事業の進捗について協議を行うとともに、原則として 6 か月ごとに、資金分配団体の業務執行状況、財産状況、出資先企業の概要等についての報告を提出するものとします。

- ・ 四半期毎
 - 業務の進捗状況（ハンズオン、ソーシング、投資先の状況等を含む）、事業運営上の課題や対応策、今後のスケジュール等
 - 実行団体の変化、投資先に対する伴走支援の内容等
- ・ 上半期終了後（毎事業年度）
 - 組合財産の運用状況（半期財務諸表等）
 - 社会的インパクト評価の実施状況
- ・ 1 年毎（期末毎）
 - 運用報告会・社会的インパクト評価報告会の実施
 - 運営（業務報告書）及び組合財産の運用状況（監査を受けた財務諸表等）
 - 実行団体の事業の概要・収支・雇用等の経営の状況・変化
 - 社会的インパクト評価の結果

(1) 随時(適宜)報告内容

資金分配団体は、JANPIA に対し、進捗状況に応じて以下の事項に関し報告するとともに、JANPIA から要請があった場合には、出資事業に関する情報の開示を行うものとします。なお、以下の事項のうち、①については出資実行の翌月末まで、②と③については発生後遅滞なく報告を行うものとします。

- ① 出資実行した場合の出資先企業の概要、出資額等

② 資金分配団体、および出資先企業に発生した次に掲げる重要な事情の内容等

②-1 役員変更、業務遂行上重要な人物による関与の変更・移動・退職、移転、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立等

②-2 上場承認

②-3 監督省庁等に許認可が必要な業務に関して、許認可に関わる支障、違反、トラブル等が発生した場合

③ 出資事業に関係する団体、役職員等がハラスメント、人権侵害、法律違反等があった場合、あるいは出資事業に関係する重要な書類の偽造、詐称等が発覚した場合等

また、JANPIA は、業務遂行における懸念やリスク等が発生した場合、資金分配団体及びファンド運営者の財務内容等の経営状況やガバナンス・コンプライアンス体制について、必要に応じ報告を求めることができるものとします。

(2) 運用報告会

資金分配団体は、ファンド出資型の場合は LP に対して、法人出資型の場合は出資者に対して運用報告会を年 1 回以上実施するものとします。

(3) 社会的インパクト評価報告会

資金分配団体は、ファンド出資型の場合は LP に対して、法人出資型の場合は出資者に対して社会的インパクト評価の実施結果に係る報告会を年 1 回以上実施するものとします。

(4) 実行された出資対象案件の公表

資金分配団体は、実行された出資対象案件の概要（実行団体の名称、所在地、事業概要、出資の方法（取得する株式等の内容）、出資金額、選定理由、取得した株式等の処分等の概要等）を公表します。公表内容は、関係者の利益を損なわない範囲で、JANPIA と協議の上で行います。

(5) インパクト・レポートの公表

資金分配団体は、ファンド出資型の場合は LP と、法人出資型の場合は出資者と協議の上、インパクト・レポートを作成し、年 1 回以上公表するものとします。

社会的インパクト評価は、JANPIA の評価指針及びガイドラインを踏まえつつ、以下のとおり、出資事業の特性を考慮し、事業の進展等に合わせて JANPIA、資金分配団体、実行団体で協議の上、実態に即した評価を行います。

・ 実行団体の評価

実行団体は、自らが評価の主体としての役割を担いつつ、社会的成果の把握に必要なデータを資金分配団体と共有するなど、資金分配団体と連携して評価を実施します。資金分配団体は、こうした各実行団体の評価結果について、インパクト・レポートに適切に反映させます。

・ 資金分配団体の評価

資金分配団体は、自らの出資事業全体について、事前評価は申請時や審査過程において、中間評価は出資期間が終了した時点において、事後評価はファンドが終了した時点¹³において、総合的な評価を実施し、これらの結果についてインパクト・レポートにも反映させます。

06 JANPIA の関与

JANPIA は、以下の(1)から(3)の形で、資金分配団体の出資事業に関与できるものとします。

(1) 投資委員会等への参加

ファンド出資型においては、ファンド運営者が設置する投資委員会に JANPIA はオブザーバーとして出席できるものとします。法人出資型においては、資金分配団体が設置する投資委員会及び取締役会に JANPIA はオブザーバーとして出席できるものとします。

(2) ファンド運営者、資金分配団体とのコミュニケーション

JANPIA は、定期的に外部専門家を活用しながら、資金分配団体の出資先企業の経営状況や資金分配団体の運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、ファンド運営者や資金分配団体との意見交換を行うことができるものとします。

(3) 社会的インパクト評価への関与

JANPIA は、資金分配団体による社会的インパクト評価の実施に当たり、資金分配団体、ファンド運営者、その他支援機関と意見交換を行うことができるものとします。また、インパクト・レポートの作成等に当たり、必要な支援を行うものとします。

3章 申請団体の申請要件

申請団体が申請時点で満たすべき要件は以下のとおりです。

- ・ 出資事業に関して実質的に主体となる法人が申請を行うこと。審査の中で、ガバナンス・コンプライアンス体制や経営の健全性などを確認する必要があるため、申請団体は日本国内に登録されている法人に限定する。そのため、例えば有限責任事業組合¹⁴ (LLP) は法人格を有さないため、申請者として申し込むことはできない。
- ・ ファンド出資型においては、金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、自らがファンド運営者となり、本公募要領を満たすファンドを創設し運営を行うことのできるもの。法人出資型においては、複数の企業の出資の下で、社会課題解決に取り組む企業に向けた出資を専門的に行う株式会社を既に設立済み又は設立予定で、本公募要領を満たす運営を行うことのできるもの。

※ファンド運営者が運用を別会社に委託する場合、又は複数社が合同会社等を設立してファ

¹³ 法人出資型においては、JANPIA が保有株式を処分した時点とします。

¹⁴ 有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）に基づく組合

ンド運営者となる場合は、関係各社が合意の上、提案していることが確認できる書類を提出すること。

- ・ ファンド出資型においては、ファンドの運営実績、法人出資型においては、出資業務の実績を有するもの。
※申請団体が実績を有していない場合等は、申請団体のメンバーが以前に在籍したファンド運営や出資業務に関する実績を考慮します。
- ・ 「[2章 出資の概要](#)」を満たすことのできるファンドもしくは株式会社を運営しているもの、又は運営する予定であるもの。

ただし、以上に該当する場合でも、以下のいずれかに該当する場合は応募ができません。

- ・ 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。
- ・ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- ・ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にあるもの。
- ・ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体。
- ・ 指定活用団体の指定、資金分配団体、活動支援団体、実行団体もしくは支援対象団体の選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の
- ・ 制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しないもの。
- ・ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいるもの。
 - （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- ・ ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していないもの。
- ・ 独立行政法人及び国立大学法人
- ・ JANPIA の役員及び審査委員が役員に就いている団体、又は過去にこれらの者が役員に就いており退任後 6 か月間を経過していないもの。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始申立又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始申立がなされているもの。
- ・ 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けているもの。

- ・ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの。

第Ⅱ編 申請について

1章 申請手続

01 公募期間・スケジュール（予定）

公募要領公開	2024年11月19日（火）
申請様式等公開	2024年11月27日（水）
事前エントリー受付開始	2024年12月2日（月）
申請受付開始	2025年1月31日（金）
事前エントリー締切	2025年3月3日（月）
公募締切	2025年3月31日（月）正午
書面審査、二次審査	2025年4月～6月
審査結果通知	2025年7月～8月
資金分配団体への出資	2025年9月

※公募説明会については「[08 公募説明会の実施](#)」を参照してください。

※今年度から事前エントリーが必須となります。詳細は03事前エントリーについてを参照してください。

02 質問受付・個別相談受付

2024年11月28日（木）から2025年3月21日（金）午後5時まで、公募要領等の質問や相談を受け付けます。

1. 質問受付方法

質問は「公募質問受付」フォームにて受け付けています。

※電話等での質問は受け付けておりません。

質問窓口	https://janpia.form.kintoneapp.com/public/janpia-9estionwindw
------	---

2. 質問の回答方法

いただいた質問は、メールで回答した上で、必要に応じて WEB サイトにて公表させていただきます。

3. 個別相談受付方法

JANPIA 職員が、事業計画等についての相談に個別にお答えします。「個別相談申込み」フォームからお申し込みをお願いいたします。

個別相談申込み	https://www.janpia.or.jp/koubo_info/seminar/
---------	---

03 事前エントリーについて

- ・ 今年度の公募では、2024年12月2日（月）から2025年3月3日（月）までの「事前エントリー」が必須となります。公募の申請は事前エントリーをされている団体が対象です。
- ・ 事前エントリーでは、申請を検討されている事業内容が本制度の要件や目的と合致しているか確認のうえ、フィードバックすることを目的としています。
- ・ フィードバックは事前エントリーをされた全ての団体へ実施いたします。以下に記載する「事前エントリーページ」にアクセスし、事前エントリーフォームにて必要項目を入力してください。必要項目については、04 事前エントリーの内容をご参照ください。

事前エントリーページ	https://www.janpia.or.jp/koubo_info/investment/entry/
------------	---

04 事前エントリーの内容（事業計画）

1.出資戦略	<p>1-1. 対象とする社会課題（500文字程度で簡潔に入力してください）※必須 （受益者、課題の広さや深さ、深刻さなど、課題の状況がわかるよう記載してください。）</p> <p>1-2. 上記課題解決にチャレンジしようとする理由（300文字程度）※必須</p> <p>1-3. 上記課題を解決するための出資戦略（800文字程度）※必須 （出資対象・出資の手法・期間・エグジット等を含み、どのように課題解決を進めていくのかを具体的に記載してください。そして出資先による課題解決が進むよう、資金分配団体がどのように価値を発揮するのも含めてください。また、資金分配団体として課題解決の進捗状況をどのように確認する予定なのかご説明ください）</p>
--------	--

	<p>1-4. 事業設計図（ロジックモデルやセオリー・オブ・チェンジなど） ※任意 （図や表などを用いて、事業の論理的なつながりを示すなど、上記の出資戦略を図示したもの）</p> <p>1-5. 本提案の独自性・優位性・新規性など ※任意</p>
2.出資スキーム	<p>2-1. 【ファンド出資型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンド規模（出資約束金額総額、想定額及び最大額） ※必須 ・ 想定する LP 構成・候補者 ※任意 ・ ファンドの存続期間 ※任意 ・ 管理報酬 ※任意 <p>【法人出資型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定するコンソーシアム構成企業、それぞれの想定出資額 ※必須 ・ JANPIA のエグジットへの対応方針 ※任意 ・ 管理費用の年間支出額 ※任意 <p>2-2. 出資対象(ステージ、主な業種、テーマ等) ※必須</p>
3. チームの実績・体制 ※任意	<p>3-1. 投資委員会の構成、各人の簡単な経歴</p> <p>3-2. 主要な出資担当者(キャピタリスト)の経歴や同種ファンドあるいは出資スキーム運営実績等（ファンド運営以外での伴走支援の実績などもあれば記載）</p>
4. JANPIA との関わり ※任意	<p>4-1. 希望する JANPIA の出資額（希望最大額と最小額を記載）</p> <p>4-2. 期待する JANPIA の役割（資金提供支援以外で JANPIA に期待する内容）</p>
5. その他 ※任意	<p>5-1. 申請に向け、現時点での課題、確認したいことなど</p> <p>5-2. 追加情報</p>

05 申請方法

- ・ 2025年1月31日（金）から2025年3月31日（月）正午まで申請を受け付けます。
- ・ 事前エントリーおよび事務局からのフィードバックを受けた団体のみ、申請が可能です。
- ・ フィードバックを受け、事前エントリーから事業内容が変更されていても構いません。

- ・ 「06 申請に必要な申請書類」をご準備の上、「公募受付システム」よりお申し込みください。なお、役員名簿のパスワードは「役員名簿パスワード送付」フォームから送信してください。

公募受付システム	https://www.janpia.or.jp/koubo_info/investment/apply/
役員名簿パスワード送付	https://janpia.form.kintoneapp.com/public/officer-investment-list-pwd

※公募受付システムでの申請後は加筆・修正はできません。

06 申請に必要な書類

- ・ 申請団体は、以下の書類を期日までに提出する必要があります。
- ・ 規程類に関し、やむを得ない理由で申請時までには用意ができない場合は、資金提供契約締結前までに提出してください。それまでにご提出いただけない場合は、選定内定の取消し等を行う場合もありますのでご注意ください。
- ・ 審査の過程において、JANPIA から追加資料の提出や説明を求められた場合、申請者は速やかに対応ください。

申請書類	様式	提出形式	ファンド 出資型申請	法人出資型申請		備考
			申請 団体	申請 団体	コンソ ーシア ム構成 団体	
01 事業計画書	有	PDF	●	●		
02 LP 参加覚書 / 資本参加覚書	有	PDF	●			
03 コンソーシアムに関する誓約書	有	PDF		●		
03-1 コンソーシアムの実施体制表		PDF		●		
04 その他(計画の別添等)		PDF	任意	任意		提出ファイルの内容が分かる名称を設定してください。
05 団体情報	有	Excel	●※	●	●	ファンド出資型はファンド運営者について、法人出資型はコンソーシアム構成企業全てについて記載してください。
05-1 グループ全体の体系図		PDF	●	●		グループ各社の事業内容も合わせて記載ください。該当がない場合は、必要ありません。
05-2 現在運営中の投資事業に関する資料		PDF	●	●		
06 役員名簿	有	Excel	●※	●	●	役員名簿にはパスワードをかけてください。
07 規程類必須項目確認書	有	Excel	●※			必須項目について整備されている場合はフォーム内にて添付ください。
08 資金提供契約案	有	PDF	●	●		(注)を参照。
定款		PDF	●※	●	●	

規程類		PDF	●※	●	●	07 の必須項目の規程類が整備されている場合は添付ください。
登記事項証明書（全部事項証明書）		PDF	●※	●	●	申請時点で発行日から3か月以内の写し。
事業報告書		PDF	●※	●	●	直近3年分。設立から3年未満の団体は、提出可能期間分のみ提出してください。
決算報告書類	今期の決算見込み	PDF	●※	●		直近3年分。設立から3年未満の団体は、提出可能な期間分のみ提出してください。 ◎：作成している場合のみ提出してください。
	貸借対照表	PDF	●※	●		
	損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）	PDF	●※	●		
	キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●※	●		
	附属明細書◎	PDF	●	●		
	財産目録◎	PDF	●	●		
	収支決算書◎	PDF	●	●		
	監事及び会計監査人による監査報告書◎	PDF	●	●		

・ファンド出資型で共同ファンド運営者がいる場合、上記必要書類の※印がついているものについては団体ごとにご提出が必要です。

（注）【資金提供契約に関する補足】

[ファンド出資型] ※契約内容については採択後の協議を経て、最終決定するものとします。

- ・ 公募サイトに公開している資金提供契約（ひな形）をベースとして契約書を作成してください。申請する事業計画の都合上、ひな形からの修正が必要な項目がある場合は修正履歴と理由を必ずつけてください。
- ・ 申請時に記入が必須である項目は赤字で表記しています。記入の上で提出いただきますようお願いいたします。こちらは審査時に必要な情報となります。
- ・ JANPIA とファンド運営者の間でのみ締結が必要な条項については「投資事業有限責任組合に係るサイドレター」に記載しています。こちらは採択後に契約締結が必須となることにご留意ください。
- ・ 本事業における資金提供契約案（ひな形）と経済産業省による「投資事業有限責任組合契約（例）及びその解説」（平成30年3月作成）」と異なる点については資金提供契約案と併せて公開する「参考用：経済産業省契約（例）との差分比較版」にハイライトで表示していますのでご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/data/20180402006-2.pdf>

[法人出資型]

- ・ 公募サイトに公開しているタームシート（ひな形）もしくは契約書（ひな形）をベースとして修正した上で提出してください。修正する場合は修正履歴をつけてください。

07 事業計画に含める内容

事業計画に含める内容は以下のとおりです。

公募サイトに公開している様式 01 事業計画書（ワード）をダウンロードの上、申請フォームより提出願います。上記事業計画書と項目（順序も含む）が同じであれば、パワーポイント形式での提出も可能です。

また、上記事業計画書の記載項目以外に補足説明が必要な場合は、A4 サイズのワード、パワーポイント等を PDF 形式にてご提出ください。なお、補足説明と事業計画書の内容に齟齬がある場合は事業計画書に記載の内容が正しいものとして審査を行います

<p>1.出資戦略</p>	<p>1-1. 対象とする社会課題（1000文字程度で簡潔に入力してください） （受益者、課題の広さや深さ、深刻さなど、課題の状況がわかるよう記載してください。）</p> <p>1-2. 上記課題を解決するための出資戦略（文字数制限なし） （出資対象・出資の手法・期間・エグジット等を含み、どのように課題解決を進めていくのかを具体的に記載してください。そして出資先による課題解決が進むよう、資金分配団体がどのように価値を発揮するのも含めてください。また、資金分配団体として課題解決の進捗状況をどのように確認する予定なのかご説明ください。）</p> <p>1-3. 事業設計図（ロジックモデルやセオリー・オブ・チェンジなど） （図や表などを用いて、事業の論理的なつながりを示すなど、上記の出資戦略を図示したもの。）</p> <p>1-4. 提案する出資戦略の独自性・優位性・新規性など</p>
<p>2.出資スキーム</p>	<p>2-1. 基本概要</p> <p>【ファンド出資型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンド規模（出資約束金額総額（予定）、想定額及び最大額） ・LP 構成の状況（候補者の有無・名称、出資約束金額（予定）、出資確度等） ・存続期間、出資期間、出資募集のスケジュール（ファイナルクローズの想定日も含む） <p>【法人出資型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時点における株主構成の想定、出資額 ・機関設計 ・JANPIA が取得する種類株式の内容 ・JANPIA のエグジットへの対応方針 ・管理費用の年間支出額

	<p>2-2. 希望する JANPIA の出資額（希望最大額と最小額を記載）</p> <p>2-3. 出資対象(ステージ、主な業種、テーマ等)</p> <p>2-4. 累計出資先数及び一案件当たりの出資額(想定最大額と最小額を記載)</p> <p>2-5. 目標とする IRR 及びそこに向けた戦略</p>
3.資金計画	<p>3-1. 管理報酬¹⁵・期間全体の資金計画(キャッシュ・フロー計画等、概算が分かるもの)</p> <p>3-2. 成功報酬等の有無とその条件（創出された社会的成果との関連、料率、計算式、支払方法等）</p>
4.出資プロセス	<p>4-1. ソーシング戦略（既に目途が立っている場合はその内容も記載）</p> <p>4-2. 案件選定のプロセス</p> <p>4-3. 伴走支援のプロセス（これまでの伴走支援の中で参考になるものがあれば具体例を記載）</p> <p>4-4. エグジット戦略（IPO 以外の多様なエグジット方法についても記載）</p> <p>※各プロセスにおいて社会的インパクトの視点をどのように反映させるのかも記載すること</p>
5.社会的インパクトの評価・管理	<p>5-1. 社会的インパクト評価・管理のプロセス（資金分配団体）</p> <p>5-2. 社会的インパクト評価・管理のプロセス（実行団体）</p> <p>5-3. インパクト・レポートの内容・作成過程・発行頻度（予定で可）</p>
6.連携と対話/波及効果	<p>6-1. JANPIA をはじめ、多様な関係者（社会課題に関連する関係者）との協働（事業の準備段階から終了後までの体系的な対話）</p> <p>6-2. 提案事業が成功した場合の地域・他分野における転用可能性</p> <p>6-3. JANPIA が本提案のファンドに対して出資することの追加性（社会課題の領域や国内のインパクト投資市場にもたらす波及効果等）</p>
7.チームの実績・体制	<p>7-1. チームの体制図（ミドルバックオフィスや外部協力者を含む、関与する総人数も記載）</p> <p>7-2. チームの強み、競争優位性、安定性</p> <p>7-3. 提案ファンドへの主要メンバーのコミットメント割合(稼働率、役割等について)</p> <p>7-4. 投資委員会の構成・意思決定のプロセス（社会的インパクトの視点をどのように反映させるのかも含む）・各人の経歴・外部専門家の関与</p> <p>7-5. 主要な出資担当者(キャピタリスト)の経歴や同種ファンド運営実績等（ファンド運営以外での伴走支援の実績などもあれば記載）</p>

¹⁵ 人件費を費用・報酬に含める場合は、人件費水準の公表が必要になります。法人出資型も同様です。

	7-6. 連携する外部の団体、専門家、自治体等 7-7. JANPIA への報告体制
8.利益相反防止の取組	8-1. 株主、親会社、子会社、JANPIA 以外の共同出資者、申請団体の役職員、その他関係会社を含む潜在的な利益相反の整理 8-2. 利益相反防止に向けた取組（一定期間の同種・類似事業又はファンド運営の禁止、ファンド運営者の関係会社への出資を含む取引の禁止等）

08 公募説明会の実施

JANPIA では、出資事業の公募に関する説明会を2024年11月27日（水）に行います。公募説明会の開催の詳細等は、JANPIA WEB サイトにてご確認ください（質疑応答含め1時間30分程度を予定）。

公募説明会	https://www.janpia.or.jp/koubo_info/investment/seminar/
-------	---

2章 審査結果の通知等

01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請時に提示されたメールアドレス宛てに通知します。

02 審査結果の情報公開

休眠預金等活用事業の原資が国民の資産であることを鑑み、国民への説明責任を果たすため、情報開示の徹底、本制度全体の透明性の確保等が強く求められています。JANPIA では、以下の情報を WEB サイトで広く公開します。

- (1) 申請団体数
- (2) 選定過程
- (3) 選定結果及び選定理由
- (4) 選定された資金分配団体に対する JANPIA の出資総額等
- (5) 選定された資金分配団体の事業概要

3章 審査について

01 審査のプロセス

資金分配団体の審査は、以下のとおり実施します。なお、ファンド出資型と法人出資型の選定は同一の手続とします。

- ① 申請にあたっては、事業の骨子を提出する事前エントリーを必須とする。全ての事前エントリー団体に対し、JANPIA 出資事業部がフィードバックを実施する。
- ② 資金分配団体の選定審査は、書面審査と二次審査の二段階で実施。
- ③ 書面審査は、JANPIA の出資事業部及び投資審査会が申請団体から提出された公募申請書類の内容を精査し、書面審査通過者を決定。
- ④ 書面審査通過者に対して、第三者の専門機関等によるデュー・デリジェンスを実施（財務、法務、社会的インパクトの評価・管理等を含めて総合的に適正調査を実施）。
- ⑤ 二次審査においては、JANPIA の投資審査会が、公募申請書類やデュー・デリジェンスの結果を踏まえて、直接、申請団体の役職員と面談し、資金分配団体としての適性を公正に審査。
- ⑥ JANPIA の理事会は、投資審査会における審査結果を踏まえて資金分配団体を決定。
- ⑦ 理事会により資金分配団体を決定した後に、必要に応じて、他の民間共同出資者との契約条件の最終調整等を行い、資金提供契約を締結後、JANPIA は資金分配団体への出資を実行。

02 選定基準等

以下の選定基準に基づき審査を行います。そのほか、全体のバランスを鑑み、地域や分野などを考慮することがあります。

1. ガバナンス・コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none">・提案されている出資事業を公正かつ適確に遂行できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか・利益相反を防止するための体制を備えているか・ハラスメント等の防止策がされているか・必要な規程類が整備されているか（もしくは整備できる準備ができています）
2. 経営の健全性	<ul style="list-style-type: none">・提案されている出資事業を、安定的に運用することが可能な経営基盤を整えているか（もしくは整えられる予定が明確であるか）
3. 出資戦略・計画	<ul style="list-style-type: none">・対象とする社会課題は、深さや広さ、領域自体の困難さ等の観点から重要性の高いものを対象としているか・上記課題を解決するために、手法・期間・エグジット等の一貫性ある出資戦略が提案されているか・費用・報酬等が出資戦略を実行する上で適切な水準に設定されているか

	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な共同出資額を集めることができているか
4. 出資プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・案件発掘：出資戦略に沿って、社会的インパクトを生み出す案件発掘のプロセスが構築されているか、既に具体的な目途が立っているか ・出資案件評価：案件評価において、社会的インパクト及び企業価値の両面から評価するプロセスが確立されているか ・投資委員会：出資の意思決定において、社会的インパクトが明確な判断基準の1つに位置付けられているか ・伴走支援：社会的インパクト実現と企業価値向上の両面で適切な伴走支援が計画されているか ・エグジット戦略：実行可能性があり、IPO だけに依らない多様なエグジット戦略が構築されているか
5. 社会的インパクトの評価・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・資金分配団体の社会的インパクトについて、一貫した手法に基づき測定され、運営に活かす仕組みが構築されているか ・実行団体の社会的インパクトについて、一貫した手法に基づき測定、もしくは測定を支援する仕組みが構築されているか ・ネガティブインパクトを把握し、対応する仕組みを構築しているか（構築しようとしているか） ・社会的インパクト評価の内容をまとめ、投資家や対外的に報告する仕組みや体制が構築されているか
6. 連携と対話	<ul style="list-style-type: none"> ・JANPIAをはじめ、多様な関係者（社会課題に関連する関係者）との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか
7. チームの実績・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・出資に関する十分な実績（事業成長の伴走支援も含む）があり、制度の求める実績を出せる可能性を見込むことができるか ・対象とする社会課題に関する知識・経験を十分に有しているか、事業遂行に必要なネットワークを十分に有しているか ・異なる経験、視点を持つメンバーで構成されているか ・チームが事業の成功に十分コミットしており、メンバーの工数も確保ができているか、メンバーの役割分担が明確かつ適切か ・対象とする社会課題に対して何らかのアクションを既に起こしている等、社会課題解決や社会的インパクト創出に向けた強い意思を持っていることが確認できるか
8. 出資の波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・他分野でも転用可能な、新たなスキームを考案しているか ・JANPIA が出資することによる追加性が大きい（当該分野に対する出資がはじめて等）

※不選定の損害等

審査の結果、資金分配団体及び実行団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、JANPIA が責任を負うものではありません。

03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等

ガバナンス・コンプライアンス体制等については、以下の項目について確認・審査を行います¹⁶。なお、申請時に未整備であるものについては、JANPIA と資金分配団体との間の資金提供契約締結前までに整備する旨の誓約を行っていることが必要となります。

1. 規程類の整備

以下のガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類が備えられ、公表されていること。

- (1) コンプライアンス体制¹⁷整備のための規程
- (2) 組織の運営を公正に行うための必要な規程¹⁸
- (3) 不正行為や利益相反防止のための規程¹⁹

2. 内部通報制度

「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）」を踏まえ、内部通報制度を整備、運用していること²⁰。

3. 運営体制

公正かつ適確に業務を遂行するために必要なトップマネジメント体制を備えていること。なお、本制度においては、資金分配団体及び実行団体に対してガバナンス・コンプライアンス規程の策定・公表を義務付けています。

¹⁶ 法人出資型においては、採択後から出資事業開始までの間にこれらの体制を整備する必要があります。

¹⁷ コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等も参加するもの）及びその下に実施等を担う部署が設置されるなどの体制等

¹⁸ 意思決定機関の運営規則や倫理規程、役員報酬規程、情報公開規程等

¹⁹ 資金分配団体が実行団体を選定・監督するに当たり利益相反を防ぐための倫理規程、意思決定機関の運営に関する規程、役員の利益相反防止のための自己申告に関する規程等。なお、不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する旨定められていること。規程は [JANPIA の諸規程](#) を参考にしてください。

²⁰ 自団体で整備することが困難な場合は、JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関を利用することで足りるものとします。

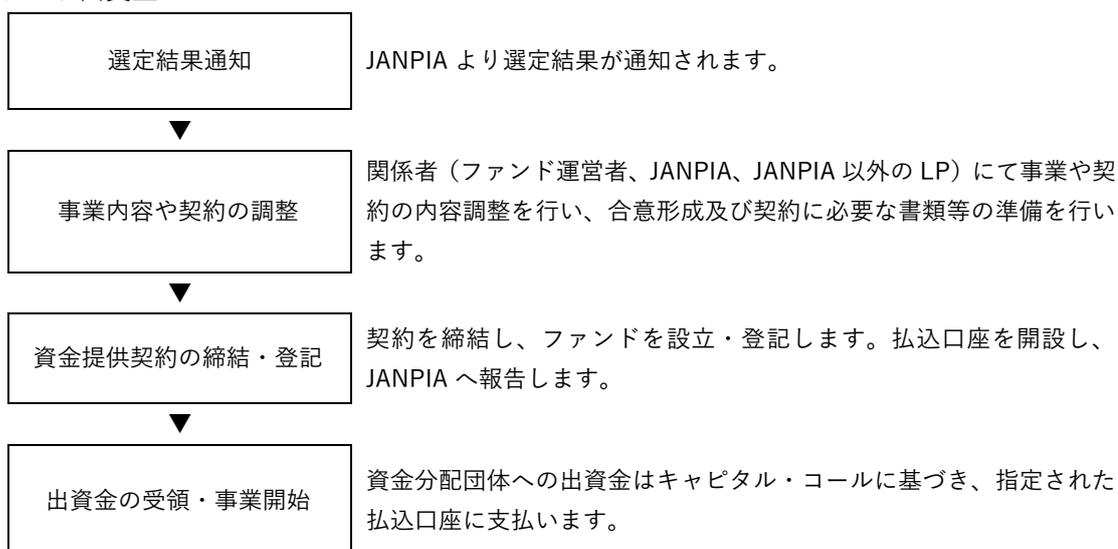
第III編 選定から終了まで

1章 出資事業の流れ

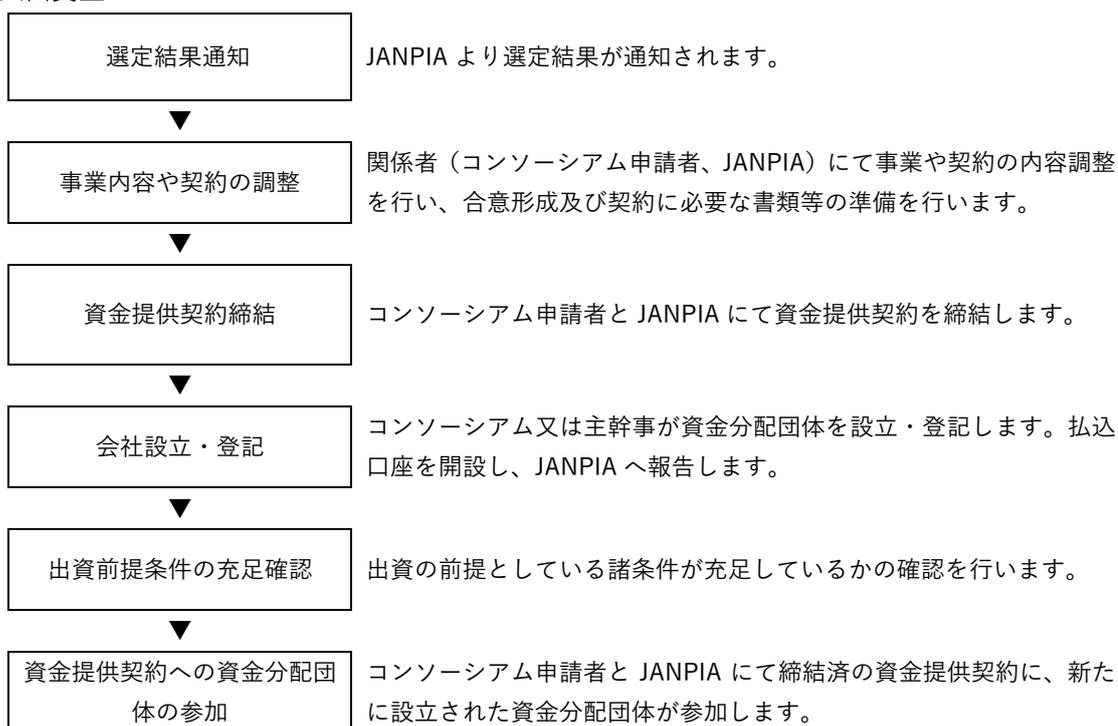
01 選定から資金提供まで

採択が決定してから資金の提供による事業開始までの主な流れは次のとおりです。

ファンド出資型



法人出資型



成度合いを重視した社会的インパクト評価を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。

5. シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク²¹を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

6. 情報公開

資金分配団体は、実行団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します。また、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類等を自団体の WEB サイトで一般に公表します。詳細は申請書中の「情報公開同意書」をご参照ください。

7. 選定の取消し

JANPIA は、資金分配団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、資金分配団体としての選定の取消し、又は事業の全部もしくは一部の停止を求めることができます。資金分配団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない団体は、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体の選定に申請することができません。

- ・ 資金分配団体又は実行団体に対する出資金の活用による事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- ・ 不正行為等があったとき
- ・ 資金分配団体として選定を受けた際に付された条件に基づく措置、処分等又は資金提供契約に違反したとき
- ・ 以上に掲げる事由のほか、資金提供契約が解除された場合、その他出資金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

03 出資金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保

JANPIA は、資金提供契約に基づき資金分配団体における出資金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、資金分配団体に対し、以下の措置を講ずることとします。また、不正行為等があったときには、JANPIA の WEB サイトにおいて当該事業を広く公表することとします。

1. 資金分配団体における出資金を活用した事業又は当該事業に関する財産の状況に関する報告、資料の提出
2. JANPIA の職員の資金分配団体の営業所又は事務所その他施設への立入、出資金を活用した事業及び財産の状況に関する質問、帳簿書類その他の物件の検査

²¹ [シンボルマークのダウンロード](#)、[シンボルマークの規程、手引き等](#)

3. 当該資金分配団体における事業の公正かつ適確な遂行のための体制整備等の履行を担保するための措置
4. 出資金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置
5. 資金分配団体が実行団体を監督するための必要な事項²²の確認

04 会計監査の実施

本事業を含む毎年度の決算書類について、外部監査を実施してください。また、JANPIA は、必要がある場合には、自らの費用において資金分配団体の会計監査を実施することができるものとします。

2章 その他

01 個人情報の取扱いについて

JANPIA は、全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

- JANPIA の個人情報保護に関する基本方針 <https://www.janpia.or.jp/other/privacy>

02 参考情報

出資事業部ではインパクトファーストな投資情報や社会的インパクト評価の先進事例、社会課題を解決するインパクトスタートアップに関する情報などをお届けしております。是非ご一読いただき、ご参考にいただければ幸いです。

- JANPIA 出資事業部 note | インパクト投資の世界を広げる

<https://investment-note.janpia.or.jp/>

03 お問い合わせ先

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 出資事業部 (JANPIA)

※公募に関するお問い合わせはフォームのみの受付となります。

- 質問窓口

<https://janpia.form.kintoneapp.com/public/janpia-9estionwindw>

²² 公募要領、資金提供契約、適正な経理処理など（不正が発生した場合の、株式の買取り等を含む）

2025.2.26 版 公募要領修正箇所

修正箇所	修正内容
<p>P23 07 公募要領に含める内容 3.資金計画 3-1.管理報酬</p>	<p>(修正前) 脚注漏れ</p> <p>(修正後) 脚注追加 ¹⁵ 人件費を費用・報酬に含める場合は、人件費水準の公表が必要になります。法人出資型も同様です。</p>